

## サンゴ等の専門家の意見（概要）

沖縄県は、サンゴ特別採捕許可を巡る裁判（関与取消訴訟）で、県の考えが科学的にも正しく、常識的なものであることを主張しています。

県の考えが妥当であるということを裁判所に認めてもらうため、サンゴ等の海洋生物の研究者（4人）の意見書を証拠として裁判所に提出し、その内2人については、証人申請も行いました。以下では、その研究者の方々が、客観的・専門的立場から書いた意見書の内容を簡単に説明します。

なお、概要だけでは意見書の主張内容を十分に紹介できず、研究者の先生方の主張が正確に伝わらないおそれがありますので、皆様のご理解を深めるためにも、是非、<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/latest.html>に掲載している意見書の全文にも目を通してくださいますよう、よろしく願いいたします。

### 沖縄県の考え方

- 1 サンゴ（厳密には「造礁サンゴ類」）は、水産生物の生息場所や餌となっており、水産資源を育む上で重要であることから、沖縄県は、サンゴの採捕を禁止し、水産資源の繁殖保護に資する場合に限り、例外的に特別に採捕できることとしています。
- 2 サンゴはそれぞれの種に適合した場所に生息しているので、サンゴ類を移植すると、環境の変化などによりその多くが死んでしまいます。そのため、サンゴの移植というのは、本来望ましいものではありません。
- 3 埋立事業などによって失われることが確実なサンゴ類を移植する場合でも、移植によって死んでしまうサンゴを最小限にとどめなければ、適切な移植計画であると認めることはできません。
- 4 移植先には既に様々な生物が生息しており、不適切なサンゴの移植は、移植先の生物、ひいては移植先の海域の生態系に負の影響を与えるおそれがあり、その点についても十分に検討される必要があります。
- 5 沖縄防衛局の設置している環境監視等委員会について、委員会における議論が十分でなく、委員からの指摘に沖縄防衛局が対応していない点があり、専門家の意見が十分に反映された計画となっていない。

サンゴの専門家の意見1（東京経済大学 准教授 大久保奈弥先生）

～サンゴの移植の専門家の意見を聞く必要がある～

- 環境監視等委員会の委員には、サンゴの移植を専門とする研究者が含まれておらず、十分な助言がされていません。（県の考え方5）
- 移植の対象となるサンゴの選定、移植先の検討、モニタリング調査の実施方法等が、十分なものになっていません。（県の考え方3）
- 水中ボンドの大量使用による環境への影響を検討する必要があります。（県の考え方4）

サンゴの専門家の意見2（琉球大学 名誉教授 土屋誠先生）

～環境監視等委員会の意見に真摯に対応し研究計画を改良する必要がある～

- 移植事業が、どのように当該水域の環境の保全につながるか、また、どのようにサンゴの移植技術の向上を目指しているかという点について具体性が乏しく、試験研究の計画書としては不十分なものです。（県の考え方3）
- 環境監視等委員会が指摘・指導した重要な事項（移植デザインを示す必要がある等）に関して、沖縄防衛局が対応していないと思われる事柄が多く、真摯な対応が求められます。（県の考え方5）
- 移植計画の内容は、移植先のサンゴの種別生息状況などの詳細な情報の不足、移植後のモニタリングの頻度・対象・評価基準が十分なものになっていない等、科学的な見地から問題となる点などが多々見られるので研究計画の大きな改良が必要です。（県の考え方3）

### サンゴの専門家の意見 3

#### ～目標とする生態系像を作成し戦略的に管理する必要がある～

- 現状のサンゴ移植技術では、規模の大きなサンゴ群集の種の多様性を維持・保全・再生することが事業として可能であるとするには遠く及びません。  
(県の考え方2)
- サンゴの移植によって移植先への影響が危惧されますが、その点についての比較可能な先進事例である森林保全の分野との対照検討がされていないことから、自然資源保全の観点から妥当性が危ぶまれます。  
(県の考え方2)
- 環境保全措置としてサンゴを移植する場合は、移植先を含めた生態系全般に及ぶ環境影響の中長期的な予測を基に、目標とする生態系像を作成する必要があります。そして、その目標を達成できたかモニタリングを行い、必要に応じて計画を変更するなど、戦略的な管理が必要となりますが、この事業では、このような視点が全く欠落しています。  
(県の考え方3)

### 海洋生物の専門家の意見 4

#### ～サンゴ類だけではなく周辺の微小環境や生物相に配慮する必要がある～

- 移植先の微小環境（岩礁環境、サンゴ群集等の小さく限られた範囲で特徴的な要素を持つ環境のこと）や生物相について詳細な調査が行われていないため、サンゴ移植後の環境変化を適切に評価することは困難だと思われます。  
(県の考え方4)
- 移植先の詳細な情報が無い中で、作業員の目視によって移植場所の決定を行うことは、移植先に重大な環境攪乱（生態系・群集あるいは個体群の構造を乱し環境を変えてしまうこと）を引き起こす懸念があります。  
(県の考え方4)
- サンゴ群集以外の微小環境も重要であり、例えば「ガレ場環境（転石帯）」に生息する海洋生物の単位面積当たりの種多様性はサンゴ群集をはるかに凌ぐとの研究例も知られています。このことから、サンゴだけではなく、その周辺に存在する多様な微小環境や生物相にも配慮することが必要です。  
(県の考え方4)

